

木村社会保険労務士事務所

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日までの5年間
2. 内 容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

- 令和3年10月～ 現状制度に関する説明を行い、周知させる
- 令和3年11月～ 職員の実態把握を行い、面談・相談体制を整備し実施

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 令和3年10月～ 現状制度に関する説明を行い、周知させる
- 令和4年 4月～ 法改正後の制度に規定を対応させ、資料を職員に配布し周知

目標3 繁忙月を除きノー残業、残業の理由把握と事前申請を徹底

<対策>

- 令和3年10月～ 業務効率改善箇所の把握、年末の臨時増員の検討
- 令和4年 1月～ 必要に応じ教育・研修を実施、繁忙月の必要労働時間を確認
- 令和4年度～ 人員数と所定労働時間が適切か把握、見直しの必要がないか確認

目標4 年次有給休暇の消化率100%

<対策>

- 令和3年11月～ 有給休暇の利用状況を確認
- 令和3年12月～ 出来る限り付与年度内に100%消化する。
前年繰り越し日数が発生した場合は、次年度の有給発生日から3か月以内に取得するよう働きかける

(令和3年9月30日)

以 上